



なかよく  
あかるく  
たくましく



いなば タイムズ

**INABA TIMES** No.76



三重県立稲葉特別支援学校 平成 27 年 6 月 26 日 特別支援部発行

## 運動会が 開催されました

5 月 30 日（土）運動会が開催されました。  
陽射しあふれる 暑い一日でしたが、児童・生徒のみなさんは、練習の成果をよく発揮してくれました。保護者の皆さま、たくさんの応援を ありがとうございました。



【小学部】 妖怪ウォッチのダンス



【中学部】 女神よほほえめ！



【高等部】 組体操とフラッグダンス



【チーム対抗リレー】 小中高の 縦のつながりを感じました。  
赤黄青チームそれぞれ 9 名ずつの 代表選手が、バトンをつないで走りました。今年も 熱い熱い声援に包まれて、会場みんなの心が 一つになったようでした。

※個人情報保護の為、写真画像につきましては一部処理を施しています

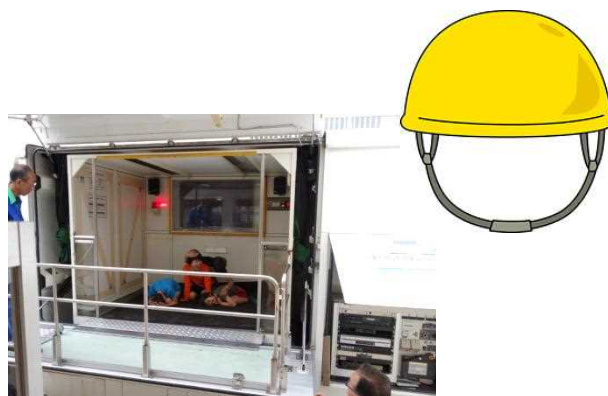


【PTA 綱引き】 綱引きにご参加いただき、ありがとうございました。今回は、本校のマスコットキャラクターいなばんびのお披露目と応援がありました。これからもいなばんびをかわいがってくださいね!



## 避難訓練をしました

6月5日(金) 地震を想定した訓練がありヘルメットをかぶって避難しました。起震車で大きな揺れの体験もしました。



## 中学部 鈴鹿サーキットへ 校外学習

仲間で行動するのに必要なことを学びました。事前学習では、食べ物や乗り物の希望を伝え、当日は、みんなと一緒に歩いたり、順番を守ったりしながら、仲間との楽しい時間を過ごしました。



# 高等部現場実習頑張っています。

すでにいなばタイムズが配布されている時には、1年生の校内実習が終了していますが、高等部は6月から実習がスタートします。1年生の現場実習は、1月から始まりますが、2年生は6月が終わると、9・10月、1月の3回行われます。3年生は6月の現場実習後、進路先を決めていきます。

## <6月の現場実習の予定>

高等部2年生現場実習（福祉）	6月22日（月）～	26日（金）
高等部2年生現場実習（企業）	6月22日（月）～	7月3日（金）
高等部3年生現場実習（福祉）	6月8日（月）～	19日（金）
高等部3年生現場実習（企業）	6月8日（月）～	26日（金）

昨年度の卒業生も現場実習を3年間頑張ってきました。そのかいあって全員が進路先につくことができました。以下は昨年度の主な就労先です。

### ①生活介護事業所

- ・ ころの結 ・ たるみ作業所 ・ はくさん作業所

### ②就労継続支援B型事業所

- ・ ありんこ工房 ・ 風早の郷 ・ むくの木ワーク ・ 河芸しいのみ
- ・ 夢楽園 ・ 亀鈴会第2南勢就労支援センター、工房T&T

### ③就労継続支援A型事業所

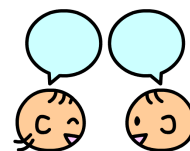
- ・ 株式会社 Sorrento つばさ久居

### ④一般就労

- ・ 三重ダイケン株式会社 ・ 株式会社三厚連ウイズ ・ 株式会社トモ
- ・ SWS スマイル株式会社 ・ 株式会社マルヤス ・ 株式会社ぎゅーとら
- ・ タカノ商事株式会社 ・ 有限会社亀井園芸
- ・ 株式会社アールビーサポート安濃津ろまん
- ・ サンドリーム株式会社ダスキン三重工場



お知らせ 



## 第1回保護者支援研修会

7月3日(金)10:10～11:30に本校で行われる研修会への参加申込み、誠にありがとうございます。一部の保護者の皆様には第1次案内の配布が遅れ、申し訳ございませんでした。福祉サービスの利用や、各種相談、はっぴいのーとなど、障がいのある子を取りまく支援について、講師の皆様からお話し頂きます。6月30日申込締切です。ご参加の程、お待ちしております。

## 障がい者虐待防止について

今月、山口県の障がい者施設、京都府の障がい児施設において、虐待があったというニュースが流れました。昨年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、障害者虐待防止法第3条では「何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない」と規定されています。それでも、こうしたニュースが後を絶たないのか大変悲しいことです。

ここで改めて、障がい者虐待防止について整理するとともに、折りこみで分かり易い資料を挟みましたので、そちらもぜひ読んでいただければと思います。

障がい者とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)などがある人で、手帳を取得していない場合も含まれます。

### ■障がい者の虐待とは…

- 「身体的虐待」殴る蹴るなどの暴力を加えるなど
- 「心理的虐待」悪口を言う、怒鳴る、無視するなど
- 「経済的虐待」生活に必要なお金を取り上げるなど
- 「性的虐待」無理矢理わいせつな行為をするなど
- 「放棄・放任（ネグレクト）」食事を食べさせなかったり、生活上の世話をしなかったりして、心身を弱らせることなど



虐待についての相談・通報・詳しく知りたい場合など、以下へ連絡しましょう。

### ■障がい福祉課

- 平日（8時30分～17時15分）

電話 059-229-3157 FAX059-229-3334

### ■津市障がい者虐待防止センター（津市障がい者相談支援センター 内）

- 平日（8時30分～17時15分）

電話 059-264-7002 FAX059-229-1382

- 夜間（17時15分～翌朝8時30分）、土・日曜日、祝・休日

電話 059-264-7002

※センターは休館していますが、職員等と電話連絡が取れます。  
通報者の秘密は守られます。